

議案第39号

葛飾区事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年 6 月12日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

旅館業法の改正に伴い、旅館業許可申請手数料に係るホテル営業及び旅館営業の営業種別を旅館・ホテル営業に改める必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区事務手数料条例の一部を改正する条例

葛飾区事務手数料条例（昭和33年葛飾区条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1 の67の項中	「	1	ホテル営業	1 件につき	22,000円	を
		2	旅館営業	1 件につき	22,000円	
		3	簡易宿所営業	1 件につき	11,000円	
		4	下宿営業	1 件につき	11,000円	

「	1	旅館・ホテル営業	1 件につき	22,000円	に改める。
	2	簡易宿所営業	1 件につき	11,000円	
	3	下宿営業	1 件につき	11,000円	

付 則

この条例は、平成30年 6 月15日から施行する。